

山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託 に関する公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号、令和5年5月8日改正、令和6年4月1日施行）第243条の2の規定に基づき、山形県における滞納債権の収納業務を委託するにあたり、企画提案を募り、参加した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託

(2) 業務内容

別紙1「山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日まで

(4) 業務委託料

成功報酬制を採用し、成功報酬の割合は40%を上限とする。

(5) 契約書

別紙2「業務委託契約書（案）」のとおり

3 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のいずれかの要件を満たしていること。

① 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

② 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。

(2) 本業務委託を円滑に遂行できる健全な財務状況であること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(6) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。

(7) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

(8) 次のいずれにも該当しないこと。

① 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなっ

- た日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - ⑥ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。
- (9) 別紙1「山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託基本仕様書」の業務の履行が可能であること。

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加意思表明書（様式1） 1部
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式2） 1部
- ③ 事業者概要（様式3） 5部（1部を正本とし、残り4部は複写で可）
- ④ 参加申込書（様式4） 1部
- ⑤ 企画提案書（様式5） 5部（1部を正本とし、残り4部は複写で可）
- ⑥ 回収率見積書（様式6） 5部（1部を正本とし、残り4部は複写で可）
- ⑦ 成功報酬見積書（様式7） 5部（1部を正本とし、残り4部は複写で可）
- ⑧ 社会保険・労働保険加入状況一覧表（様式8） 1部
- ⑨ 別表1に定める書類 1部

(2) 提出期限

- ・ 上記①～③ 令和6年3月25日（月）午後5時
- ・ 上記④～⑨ 令和6年4月8日（月）午後5時

(3) 提出先

「12 契約事務担当課」へ提出すること。

(4) 提出方法

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、山形県の休日を定める条例（平成元年山形県条例第10号）第1条に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

企画提案書の作成にかかる質問等は、募集要領等に関する質問票（様式9）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「滞納債権収納業務委託に関する問い合わせ」として、「12 契約事務担当課」へ提出すること。

(2) 質問受付期間

令和6年3月25日（月）午後5時まで

(3) 質問への回答

質問への回答は、質問者名を伏せた上ですべての参加者に対して、参加意思表明書記載のメールアドレスへ電子メールにより行う。ただし、参加者の独自企画に関する事などについては、当該質問者のみに回答するものとする。

6 参加者によるプレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づき、各参加者の提案内容等について確認を行うため、審査委員会において参加者による企画提案についてのプレゼンテーションを実施する。

参加者は、審査委員会において企画提案についてのプレゼンテーションを行わなければならない。プレゼンテーションを実施しない者は、参加資格を失う。

また、プレゼンテーションの時間制限は、1者につき15分以内厳守（質疑応答の時間を除く。）とする。

日程等詳細については、参加者に別途連絡する。

7 審査方法及び評価基準等

- (1) 審査は山形県会計局会計課が設置する審査委員会において、「評価基準」（別表2）に基づき提出書類及び参加者による企画提案についてのプレゼンテーションにより審査を行い、業務委託候補者として、評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者、最優秀提案者の次に高い評価を受けた者を次点者として選定する。

ただし、同点の者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

- (2) 審査の結果、評価点数の合計が、評価項目の最高得点の合計の5割に満たない提案は決定を見送る場合がある。
- (3) 審査結果は、各参加者に対し書面により通知する。
- (4) 参加者が1者のみの場合であっても審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が「9 失格事項」に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。なお、契約は企画提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容について別途協議のうえ、企画提案書の内容を一部変更して契約することがある。
- (4) 契約時における仕様は、別紙1「山形県滞納債権（貸付金）収納業務委託基本仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県との協議により必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、業務委託候補者としていた場合は契約を締結しない。

- (1) この要領に定めた参加資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類の提出方法、提出日等がこの要領に適合しないとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき

- (5) 成功報酬見積が「2 委託業務(4) 業務委託料」に定める上限を上回るとき
- (6) 審査委員会においてプレゼンテーションを実施しなかったとき
- (7) その他、不正な行為があったとき

10 日程(予定)

- (1) 審査委員会の開催(参加者によるプレゼンテーションの実施)
令和6年4月19日(金)～26日(金)のうち1日
- (2) 審査結果通知
令和6年4月下旬～5月上旬
- (3) 契約締結
令和6年6月1日

11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案できる企画は、1参加者につき1件とする。
- (3) 提出書類は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における書類の再提出及び差し替えは認めない。
- (5) 提出書類は、山形県情報公開条例(平成9年山形県条例第58号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (6) 参加意思表明後に参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。
- (7) 参加者がいない場合には、一旦公募を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- (9) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。
- (10) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (11) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
- (12) 業務委託候補者は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号、令和6年1月19日改正、令和6年4月1日施行)第12条の2の12第3項による指定公金事務取扱者の指定にかかる申出書を県に提出すること。

12 契約事務担当課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

会計局会計課決算国費担当

電話番号 023-630-2716

FAX番号 023-630-2957

電子メールアドレス ykaikei@pref.yamagata.jp

別表1 ※参加者はすべての書類を提出すること。

提出書類	備考
登記事項証明書（参加者が法人の場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの
財務諸表	提出時の最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分）。又はこれに準ずる書類（所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等）。
「山形県税」の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・「県税の滞納がない証明書」 ・山形県の各総合支庁で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの
「消費税及び地方消費税」の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費税及び地方消費税の未納がない証明書」 ・「納税証明書（その3）」（「その3の2」又は「その3の3」でも可） ・本店所在地を管轄する税務署で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの
「個人県民税」の納税証明書（参加者が個人の場合に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人住民税（県民税）の滞納がない証明書」 ・山形県の各市町村税務担当課で発行 ・提出日から3か月以内に発行されたもの

別表2 評価基準

評価項目	内容
1 業務実績・業務の進め方（満点60点）	
(1) 業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ①業務を実施するうえでの公平性確保に対する考え方 ②経済的困窮者への対応方針
(2) 業務受託実績	①国・地方公共団体等からの収納業務の受託実績
(3) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ①業務実施の組織体制及び人員配置 ②債務者からの苦情発生防止対策及び苦情等への対応
(4) 法令遵守体制	<ul style="list-style-type: none"> ①個人情報保護に対する考え方と取組内容 ②その他関係法令遵守に対する考え方と取組内容
2 内容の提案（満点90点）	
(1) 業務実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ①全体の業務フローの整理の仕方 ②納付請求・交渉業務について <ul style="list-style-type: none"> ア債務者の納付状況に応じた段階的な文書催告の可否及びその内容 イ休日、夜間の催告等の可否及びその内容 ウ訪問の可否及びその内容 エその他優れた追加提案の有無 ③所在調査業務の実施手順、方法 ④相続関連調査業務の実施手順、方法
(2) 独自提案	①基本仕様書に記載のない独自提案
3 価格（満点50点）	
(1) 回収率	①委託予定債権額に対する回収率とその妥当性
(2) 成功報酬率	②収納実績額に対する成功報酬率とその妥当性